

「積極的平和主義」とは何か

坪井 主 税

はつらむ

「積極的平和主義」を素直に英訳すれば active pacifism (アクティブ パシフィズム) だろう。だが首相官邸の英語は proactive contribution to peace (プロアクティブ コントリビューション トゥ ピース)。なぜ Pacifism を使わないのか。Pacifism を使えば、「積極的平和主義」の本当の目的が誤解される、と安倍首相の側近(英語堪能、英語世界の常識を熟知した側近)は考えたのだろう。英語世界で pacifism と言えば、それはふつう「平和主義。戦争をしない、戦争を拒否する主義」という意味であり、その主義を持つ人を pacifist (パシフィスト) と言うが、それは「平和主義者。戦争をしない、戦争を拒否する人」の他に「弱虫、卑怯者」という隠れた意味がある。そこで、proactive contribution to peace を用いた。

Proactive という英語は、にきび予防薬の商品名になっていることでも分かるように、もともとは医学用語で、「先行的な、即応的な」という意味

だが、米軍ではサイバー攻撃やテロ対策の作戦名に使っている。Proactive contribution to peace は、素直に和訳すれば「平和への積極的貢献」になる。それを「積極的平和主義」と置き換えたのだ。

しかし、この英語もその素直な和訳の意味も漠然としている。「平和への積極的貢献」という表現なら、安倍首相ならずとも誰でも言えるし、言ってきた。安倍首相の言う「積極的平和主義」の本当の目的は何か、そして、この言葉の下、安倍首相は日本をどんな国にしようとするのか。「積極的平和主義」という言葉の生みの親である伊藤憲一氏の歴史観と氏の日本の外交戦略提言を点検すれば、それが見えてくる。

1 「積極的平和主義」提唱者の歴史観

伊藤氏は、一九六〇年外務省に入省し、米陸軍語学校およびハーバード大学政治学部大学院留学の後、一九七七年退官。青山学院大学教授を経て、一九八七年から今日まで日本最大の保守系シンクタンク日本国際フォーラム(二〇一一年四月から

公益財団法人)の理事長を務める国際政治学(戦略学)者だ。

同氏は本年初頭、日本国際フォーラムのホームページで「積極的平和主義」を生むに至った自らの歴史観をこう披瀝している。その要旨は、第二次世界大戦以降の世界は、核抑止と経済的相互依存の実態に鑑み、不戦時代に入った。国家と国家が無差別に殺傷し合う戦争時代は終わった。これからは、不法行為者に対する「自衛」と「制裁」のため以外には武力の行使は許されない。こうした世界不戦体制を支えているのは国連であり米国を中心とした西側先進民主主義国である。こうした世界の流れに積極的に貢献することこそが、日本の平和主義でなければならない。

そして氏はさらに、日本は、これまでの憲法九条にもとづいた『消極的平和主義』(日本だけの平和は可能であり、それでよい)とする一國平和主義)から脱皮して、新しく『積極的平和主義』(世界全体の平和なくして、日本の平和なし)という世界平和主義)の旗を掲げなければならない(日本国際フォーラム『論壇「百花斉放」

二〇一四年一月二日から。「積極的平和主義」と言う言葉は、憲法九条にもとづいた平和主義に対するアンチテーゼとして造語されたのだ。

伊藤氏が初めてこの言葉を使ったのは、二三年前に出した「二つの衝撃」と日本―「勝者なき平和」の「新世界秩序」を求めて」（伊藤憲一、PHIP研究所、一九九一年一月）だ。この中で氏は、一九九〇年八月のイラクのクエート侵攻を阻止する「湾岸戦争」とソ連から新生ロシアへの移行の引き金になった一九九一年八月の「ソ連八月革命」という歴史の変動に衝撃を受け、それらの変動が今後の国際社会に何をもたらすのか、そして今後の日本外交戦略はどうあるべきかを説いた。この本を読んだ筆者は、氏がこの言葉を作ったきっかけは、「二つの衝撃」よりももっと大きな「第三の衝撃」があったのではないかと推測する。すなわち、湾岸戦争において日本は、氏の期待した国連が認可した多国籍軍への自衛隊参加はせず、代わりに一三五億ドル（二兆四千億円）も財政協力したのだが、終戦後の一九九一年三月一日の米紙ワシントンポストに掲載されたクエート政府の感謝決議には日本の名前がなく、「日本は金を出すが人は出さない、危ないことはしない」とジャーナリズムから批判されたという「衝撃」である。

翌一九九二年、国会のPKO論議の際も、公聴会の公述人となった氏は次のように持論を展開した。「七〇年代、八〇年代に入って、ボーダーレ

ス現象が世界的に拡大・深化している。このような国際情勢の中で、我々が直面し解決しなければならぬ問題を一国だけで解決する、あるいは、他国と相談せずに自分だけの行き方を押し通す一國主義、ユニラテリズム（筆者注・単独主義）が破綻してきている。その典型がイラクがクエートに侵攻した状況を、世界は他国のこと、関係のないこととして黙視黙認するのではなく、国連決議等を通じて、共同の意思と共同の行動をとったことにあらわれている。日本は今、協調の道を進むのか、孤独の道を進むのか、岐路に立っている。孤独を回避するためには、世界共同体との一体意識を持つことが不可欠だと考える」（一九九二年五月二十六日、参議院第一二三回国会、国際平和協力等に関する特別委員会公聴会議事録から抜粋）。

そしてさらに、「私見」と断りながら、次のように述べた。「PKOとは別に、湾岸戦争時の多国籍軍のようなPEO、ピース・エンフォースメント・オペレーション（筆者注・武力行使を伴う国連平和執行活動）がありますが、私は一定の条件を満たせば、PEOに参加することも憲法上許されると思います」（前掲、同議事録）。

氏の言う「一定の条件」とは、「陸海空その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」とする憲法九条二項のしほりはずすことだ。この九条二項について、氏の著書「新・戦争論―積極的平和主義への提言」（新潮新書、二〇〇七年）において、こう切って捨てた。「第

二項は、過ぎ去った「戦争時代」の発想や思考で雁字搦めになったものである。これをこのままにしておくことは、日本が不戦時代に入りつつある世界の流れから取り残されるだけでなく、不戦時代を作りだそうとする世界のコンセンサスに背くことにさへなる」（同新書一五三頁から）。

筆者は、氏の言う「世界のコンセンサス」に背いても、非は非と認めなければならぬ、と思っている一人だが、氏は、二〇〇三年三月二〇日に開戦したいわゆる「イラク戦争」における米国の行動について、こう強弁する。「結果的にイラクに大量破壊兵器が存在しなかったために、米国の行動は越権行為であると世界世論のかんりの部分から批判されることになったが……国連決議を実行するために行動した米国を批判することは、大局的判断を見失った大きな誤りである」（同新書一五〇〜一五二頁から）。伊藤氏は、強烈な親米派なのだ。

2 フォーラム提言の「積極的平和主義」

伊藤氏はしびれを切らしたのだろう。いくら研究・著作を通して主張しても、歴代自民党政権は「積極的平和主義」を採用しない。氏は、学者から政治家を動かすアジテーターへと方向転換する。その結果が二〇〇九年一〇月の日本国際フォーラム第32政策提言「積極的平和主義と日米同盟のあり方」である（次頁参照）。二〇〇九年発表だから、

その後起きた尖閣列島における中国漁船の海上保安庁艦船への体当たり衝突事件、韓国李明博大統領の竹島上陸、そして北朝鮮の指導者交代とミサイル実験の強行とそれらに伴って巻き起こった国内の一部国民のすさまじいまでの「嫌中、嫌韓、嫌北朝鮮現象」は、分析・加味されていない。しかしそれらを除けば、提言内容は今日安倍首相が行い、これから行おうとしていることの下敷きになつているものばかりである。提言は九項目。その一つ一つに詳細な付加説明も付いているが、ここでは要約する。大分量であるが、じっくりと目を通したい。

ついでながら一言付け加えれば、この提言を承認・署名したのは八七名の日本国際フォーラム政策委員、たとえば、民主党政権で防衛大臣を務めた森本敏、大宅映子・評論家、小池百合子・衆議院議員、島田晴雄・千葉商科大学学長、トラン・ヴァン・トゥ・早稲田大学教授、西尾幹二・評論家、袴田茂樹・青山学院大学教授、内田忠男・国際ジャーナリスト、屋山太郎・政治評論家、吉田康彦・大阪経済法科大学客員教授など（敬称略）。世論に影響力大な、そうそうたる顔ぶれである。

日本国際フォーラム第32政策提言

「積極的平和主義と日米同盟のあり方」(抄)

二〇〇九年一〇月 日本国際フォーラム政策委員会

一 国土防衛のための提言

1 「非核三原則」などの「防衛政策の基本」を

再検討せよ

一九八七年の閣議決定以来、日本の「防衛政策の基本」は、①「専守防衛」②「軍事大国にならない」③「文民統制の確保」④「非核三原則」であるとされてきたが、それらは、防衛力構築に歯止めをかける後ろ向きな論理として機能し、防衛戦略論の出発点となる自由な思考や発想を封殺する役割を果たしてきた。北朝鮮の核・ミサイル開発の脅威に直面した日本は、「専守防衛」の意味を明確に再定義する必要がある。「非核三原則」の第三原則「持ち込ませず」も、形骸化している。米国の核抑止力に依存する日本の立場と矛盾しない原則にする必要がある。近く予定されている防衛大綱の見直しの機会に、これらの「基本」原則の再検討を行うべきである。

2 米軍再編プロセスに協力し、集団的自衛権の行使を認めよ

日米同盟の信頼性を維持するために、また世界的「不戦共同体」を強化するために、日本は、世界的規模の米軍再編プロセスに協力する必要がある。そのためには日米間ですでに約束した課題、特に普天間基地移転問題は、日本として、米国との約束を履行する最大限の努力をする必要がある。しかし、それ以上に重要なことは、集団的自衛権に関するこれまでの政府解釈を見直すことである。日本が、北朝鮮から米国に向けて発射された弾道ミサイルの迎撃を躊躇し、あるいは行動を共にする米軍艦船に対する北朝鮮の攻撃を防護しないとすれば、それは即「日米同盟の死」を意味しかねない。いかなる政権もそのような事態を避けるため、集団的自衛権が行使可能な権利であることを、解釈の変更ま

たは憲法の改正によって認める必要がある。

3 「武器輸出三原則」は根本的にそのあり方を見直せ

一九六七年当初の「武器輸出三原則」では、①共産圏諸国、②国連決議対象国、③紛争当事国の三種類の国々だけが対象であったが、一九七六年に「すべて」の国に拡大された。世界は「民主主義圏」諸国を中心に「不戦共同体」を形成し、そこでは積極的平和主義の観点から、兵器の開発、生産を含め各国の協力や貢献が求められている。「武器輸出三原則」は、この現実を目を閉じて、「二国平和主義」「一国防衛主義」の観点から独りよがりの平和主義に陥っている。日本は、米国との関係やその他の必要性の明白な他のケースにおいては、適用除外を認めているが、いずれも例外的対応にすぎない。この際、「武器輸出三原則」は根本的にそのあり方を見直すべきである。

4 国家の情報収集・分析体制を整備・強化せよ

日本の情報収集・分析体制の現状はあまりにも未整備である。まず、①情報収集・分析における各省庁の分立・競合の現状を改め、諸情報を迅速・的確に総理官邸に集約する体制を作る必要がある。次に、②これまで過度に公開情報に偏向してきた情報収集体制を改め、「ヒューミント」(人脈情報)の非公開情報収集体制を強化すべきである。最後に、③機密保全体制の不備の改善が急務である。機密漏洩罪、防諜罪などの機密保全のための統一的な法制の制定が望まれる。

二 地域的安全保障のための提言

5 東アジア地域における対話と協力の主導権を握れ

東アジアにおいて「平和」が維持され、あるいは少なくとも「不戦」状態が維持されることは、日本の安全保障にとって極めて重要である。そのためには、現在この地域にある多国間対話・協力のメカニズムに参加し、アセアン諸国と連携しつつ、その主導権を握るべきである。

6 日米の対中戦略協調を強化・発展させよ

東アジア地域の平和と安定に決定的な影響力をもつのは、第一に米国、第二に中国であるが、その米中両国は「戦略・経済対話」を通じて「G2」と呼ばれる特別の二国間関係を形成し、他方、日中両国も「戦略的互恵関係」をモットーに、その関係の調整と強化に努めている。日米両国は中国に「責任ある大国」の自覚を促そうとしているが、中国は、その国防予算を二一年連続二桁の伸び率で増大させ、核戦力だけでなく、海洋、宇宙、情報等の新分野へも進出しつつあり、他国に懸念を与えている。日米両国は、対中戦略協調を強化・発展させると共に、将来的には日米中間の対話の枠組みを制度化して、中国が地域秩序の安定要因となるよう働きかけるべきである。

7 日本の主権に対する現存する侵害行為を直視せよ

ロシアによる領土不法占拠と北朝鮮による日本国民の拉致は日本の国土と国民に対する侵害行為であり、これを無視してはいかなる日本の安全保障も空論となる。日本には憲法九条一項の制約があり、「国際紛争を解決する手段」としての武力の行使を放棄しているが、軍事力以外のあらゆる手段と資源を動員して問題の解決に当たる強い決意をもたなければならぬ。

三 世界的安全保障のための提言

8 「国際平和協力一般法」を制定し、グローバルな「集団安全保障」に貢献せよ

お互いに「不戦」を誓い合った国家間において、それに違反した侵略国には、他のすべての諸国家が共同して制裁を加えるというのが、「集団安全保障」の法理である。国連は「集団安全保障体制」を目指しているが、現実には不備な面が多々あり、NATOや日米同盟が「不戦共同体」として、それを補充する位置づけにある。日本は積極的平和主義の立場からグローバルな「集団安全保障」に貢献しなければならぬ。しかし、日本のこれまでの貢献度はきわめて低い。その都度の「授權法」で対処してきたためであるが、今後は、国際平和協力一般に関する「一般法」を制定して、対応することが急務である。

9 核不拡散、核軍縮、核平和利用の管理徹底を並行して推進せよ

日本は唯一の被爆国として核廃絶を悲願とすると同時に、米国の「核の傘」によってその最終的安全保障を得ている立場にもある。ともすれば情緒的な対応に流れがちな核問題であるが、あくまでも理性的に日本と地域と世界の戦略的安定を損なうことのないように対応しなければならぬ。核問題に関する日米政府の戦略協議を深めつつ、核不拡散、核軍縮と並行して、核平和利用の管理徹底についても努力したい。

3 積極的平和主義は集団的自衛権の行使

九項目の中の最重要項目は、提言の前文で伊藤氏が述べている次の言葉が示している。「日本の平和主義は、これまでの『消極的平和主義』『受動的平和主義』から新しい『積極的平和主義』『能動的平和主義』へとレベルアップしなければなりません。世界はそれを日本に求めています。日本もそれなしに明日への道を切り拓くことはできません」。伊藤氏の「積極的平和主義」の絶対条件は何だったか。憲法九条二項のしぼりをはずすことだった。すなわち、上記提言一の2「集団的自衛権が行使可能な権利であることを、解釈の変更または憲法の改正によって認めること」が、最重要項目なのだ。

伊藤氏の「積極的平和主義」を継承している安倍首相もまた、そのことを、二〇一三年九月二五日の米保守系シンクタンク・ハドソン研究所における英語演説で追認している。首相は二つの具体例を挙げながらこう言った。「安全保障の問題を話したいと思います……第一の例は、国連PKOの現場です。日本の自衛隊が、別の国、X国の軍隊と踵を接して活動していたとします。そこへ突然、X軍が攻撃にさらされるといふ事態が起きました。X軍は、近くに駐屯する日本の部隊に助けを求めます。しかしながら、日本の部隊は助けることができません。日本国憲法の現行解釈によると、ここでX軍を助けることは憲法違反になるからです……今度は、公海上です。日本近海に、米海軍のイージス艦数隻が展開し、日本のイージス艦と協力して、あり得べきミサイル発射に備えて

いるとします……突然、米イージス艦一隻が航空機による攻撃を受けたとします。またしても、日本の艦船は、たとえどれだけの能力があつたとしても、米艦を助けることができません。もし助けると、それは集団的自衛権の行使となり、現行憲法解釈によると違憲になってしまうからなのです……こういった問題に、いかに処すべきか、わたしたちは真剣に検討しております……」。

そして首相は演説をこう締めくくった。「日本は、地域の、そして世界の平和と安定に、いままでも増して、積極的に、貢献していく国になります。……私は、私の愛する国を積極的平和主義の国にしようと、決意しています」（首相官邸ホームページの日本語訳から）。安倍首相の「積極的平和主義」とその英訳 *proactive contribution to peace* の本当の目的は、「集団的自衛権を行使できる日本にする」ということなのだ。

4 国民の承認を得ない憲法解釈の変更

筆者は、「集団的自衛権を行使できる日本にする」という安倍首相の「決意」、そして「そうすることが世界の流れであり日本の明日の道を切り拓くのだ」という伊藤氏の歴史観や提言は、個人の考えとしては尊重する。しかし、事は日本国民全体の問題だ。その実現に当たっては、国民が納得できる手続きを踏まなければならない。伊藤氏の手続きは「憲法解釈の変更」あるいは「憲法の

改正」、安倍首相の場合は、ハドソン研究所の演説で分かるように、「憲法解釈の変更」。「憲法の改正」という正当な手続きなら、国民は納得できる。だが、「憲法解釈の変更」は納得できない。

なぜなら、歴代政府の「憲法解釈」は、「たしかに憲法九条は戦争を放棄している。だが、国民の生命、財産が外部からの武力攻撃によって危険にさらされるような状況になった時、主権国家として、国民の生命、財産を守るための個別的自衛権まで放棄した規定とは思えない。自衛隊はそうした自衛のための必要最小限度の実力組織であり、武力攻撃を受けた時にそれを排除するための必要最小限度の実力の行使ができる」というのが限度であつて、集団的自衛権や海外の集団安全保障にもとづく武力行使は憲法九条が容認していない、としてきたからである。

一九八一年の政府解釈はそのことを明確に言っている。「国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許さ

れないと考えている」（第九四回国会衆議院稲葉誠一議員提出の質問主意書に対する答弁書一内閣衆質94第32号「昭和五十六年五月二十九日」）。

同年の同国会で「……集団的自衛権については、全然行使できないのでゼロである」と発言した当時の内閣法制局長官（角田禮次郎内閣法制局長官の発言。第九四回衆議院法務委員会議事録第18号、昭和五十六年六月三日）は、二年後の国会で、集団的自衛権の行使の可能性についてこう述べている。「集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思う」（角田禮次郎内閣法制局長官の発言。第九八回国会衆議院予算委員会議事録第12号、昭和五十八年二月二二日）。

憲法九条一項、二項が厳然と存在している限り、集団的自衛権の行使も可能だという「憲法解釈」は成り立たないのだ。安倍首相は、集団的自衛権の行使に前向きな人物を内閣法制局長官に任命して、「憲法解釈の変更」という手続きで「集団的自衛権を行使できる日本」にしようとしている。その手続きは間違っている。いま会期中の第一八六通常国会（二〇一四年一月二四日から六月二二日まで一五〇日間）で、その間違いは正されなければならない。

↑つばいちから・札幌学院大学名誉教授（平和学）